

平成29年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第16号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年12月26日	原案可決
議案第17号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年12月26日	原案可決
議案第18号	平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）	平成29年12月26日	原案可決

議案第 16 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める

平成29年12月26日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

平成29年12月26日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

提案理由

人事院勧告に基づく給与改定等を行うため。

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50)」の次に「、12月に支給する場合には100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.575)」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあっては、100分の1.725)」を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の105)」の次に「、12月に支給するときは100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000

17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	

65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				
97		295,400	343,200				
98		295,700	343,700				
99		296,100	344,100				
100		296,500	344,400				
101		296,700	344,700				
102		297,000	345,100				
103		297,400	345,500				
104		297,700	345,900				
105		297,900	346,400				
106		298,200	346,800				
107		298,600	347,200				
108		298,900	347,600				
109		299,100	348,100				
110		299,500	348,500				
111		299,900	348,800				
112		300,200	349,100				

	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

第2条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「及び附則第8項第2号」を削り、「及び第22条の3」を「及び第22条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第23条及び附則第11項」を「第23条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第8項第2号において同じ。」を削る。

第23条第1項中「及び附則第8項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第8項第3号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

第25条中「月額」の次に「並びに初任給調整手当の月額」を加える。

附則中第8項から第11項までを削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年甲賀広域行政組合条例第6号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までを削る。

(甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

議案第 17 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める

平成29年12月26日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

平成29年12月26日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

提案理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行うため。

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日という。)」を「(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」に改める。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用

を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4の規定」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

平成 29 年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,270 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,617,504 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 26 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩 永 裕 貴

平成 29 年 12 月 26 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋 本 律 子

提案理由

職員異動、人事院勧告に伴う人件費及び湖南中央消防署の耐震診断業務委託額確定等による歳入歳出予算の補正措置、並びに、起債事業の額確定に伴う地方債の補正措置を必要とするため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,894,104 千円	△13,070 千円	2,881,034 千円
	1. 負担金	2,894,104	△13,070	2,881,034
6. 組合債		231,900	△1,200	230,700
	1. 組合債	231,900	△1,200	230,700
補正されなかった款に係る額		505,770		505,770
歳入合計		3,631,774	△14,270	3,617,504

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,082,914 千円	△6,893 千円	1,076,021 千円
	1. 清掃費	1,082,914	△6,893	1,076,021
4. 消防費		1,964,946	△7,377	1,957,569
	1. 消防費	1,964,946	△7,377	1,957,569
補正されなかった款に係る額		583,914		583,914
歳出合計		3,631,774	△14,270	3,617,504

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 231,900	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 230,700	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,894,104	△13,070	2,881,034
2. 使用料及び手数料	428,056	0	428,056
3. 国庫支出金	1,036	0	1,036
4. 繰越金	58,561	0	58,561
5. 諸収入	18,117	0	18,117
6. 組合債	231,900	△1,200	230,700
歳入合計	3,631,774	△14,270	3,617,504

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	724	0	724				
2. 総 務 費	101,998	0	101,998				
3. 衛 生 費	1,082,914	△6,893	1,076,021				△6,893
4. 消 防 費	1,964,946	△7,377	1,957,569		△1,200		△6,177
5. 公 債 費	476,150	0	476,150				
6. 予 備 費	5,042	0	5,042				
歳 出 合 計	3,631,774	△14,270	3,617,504		△1,200		△13,070

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 清掃関係負担金	675,718	△6,893	668,825	1. 清掃関係負担金	△6,893	
6. 消防関係負担金	1,862,568	△4,719	1,857,849	1. 消防関係負担金	△4,719	
7. 消防関係建設負担金	12,455	△1,458	10,997	1. 消防関係建設負担金	△1,458	湖南中央消防署耐震診断業務委託
計	2,894,104	△13,070	2,881,034			

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

1. 消防債	231,900	△1,200	230,700	1. 消防債	△1,200	高規格救急自動車 化学消防自動車	△700 △500
計	231,900	△1,200	230,700				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	81,827	0	81,827					3. 職員手当等	695	時間外勤務手当 441 勤勉手当 254
								13. 委託料	△324	人事給与管理システム保守委託
								14. 使用料及び 賃借料	△371	グループウェア使用料
計	81,827	0	81,827							

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	410,845	△6,893	403,952				△6,893	2. 給料	△4,060	
								3. 職員手当等	△1,826	管理職手当 △434 期末手当 △948 勤勉手当 △444
								4. 共済費	△1,007	県共済組合負担金 △418 県退職手当組合負担金 △589
計	1,082,914	△6,893	1,076,021				△6,893			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,602,246	△4,703	1,597,543				△4,703	2. 給料	△8,000	
								4. 共済費	1,650	県共済組合負担金 2,500 県退職手当組合負担金 △850
								11. 需用費	1,647	貸与品(新採)

2. 消防施設費	358,704	△1,216	357,488		△1,200		△16	18. 備品購入費	△1,216	高規格救急自動車	△676
										化学消防自動車	△540
3. 消防庁舎建設費	3,996	△1,458	2,538				△1,458	13. 委託料	△1,458	湖南中央消防署耐震診断業務委託	
計	1,964,946	△7,377	1,957,569		△1,200		△6,177				

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	230(1)	4,800	802,932	574,610	1,382,342	400,697	1,783,039	
補正前	234(1)	4,800	814,992	575,741	1,395,533	400,054	1,795,587	
比 較	△ 4	0	△ 12,060	△ 1,131	△ 13,191	643	△ 12,548	

注 職員数()内は、短時間勤務職員数を外書き

職員手当 の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		188,042	137,642	40,732	21,378	19,157	24,086	9,732	60,229	675	9,637	46,712	16,588
補正前		188,990	137,832	40,732	21,378	19,157	24,520	9,732	59,788	675	9,637	46,712	16,588
比 較		△ 948	△ 190	0	0	0	△ 434	0	441	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 12,060	給与改定に伴う増減分		千円 1,849	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 13,909	職員の異動等によるもの
職員手当	△ 1,131	制度改正に伴う増減分		4,019	
		その他の増減分		△ 5,150	職員の異動等によるもの

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
平成29年12月1日現在	平均給料月額(円)	290,257
	平均給与月額(円)	375,029
	平均年齢(歳)	38.9
平成28年12月1日現在	平均給料月額(円)	285,893
	平均給与月額(円)	368,288
	平均年齢(歳)	38.2

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
平成29年12月1日現在	高 校 卒	146,100	146,100
	大 学 卒	167,600	178,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年12月1日現在	1 級	63	27.6
	2 級	36	15.8
	3 級	22	9.7
	4 級	61	26.8
	5 級	27	11.8
	6 級	13	5.7
	7 級	6	2.6
	計	228	100.0
平成28年12月1日現在	1 級	67	28.9
	2 級	39	16.8
	3 級	19	8.2
	4 級	62	26.7
	5 級	26	11.2
	6 級	15	6.5
	7 級	4	1.7
	計	232	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 施設長補佐	課 長 所 長 参 事 施 設 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 署 長 副 署 長 分 署 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種
			行 政 職
補	職 員 数 (A)(人)	228	228
	昇給に係る職員数 (B)(人)	207	207
正 後	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	3
		4号級(人)	204
	比 率(B)/(A)(%)	90.8	90.8
補	職 員 数 (A)(人)	231	231
	昇給に係る職員数 (B)(人)	209	209
正 前	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	3
		4号級(人)	206
	比 率(B)/(A)(%)	90.5	90.5

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.075 (1.050)	2.325 (1.250)	4.400 (2.300)	有	
補正前	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	
国の制度	2.075 (1.050)	2.325 (1.250)	4.400 (2.300)	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率(%)	2.5	17
支給対象職員数(人)	228	1
国の指定基準に基づく支給率(%)	3～6	20

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		行政職	
給料総額に対する比率(%)	1.2		1.2
支給対象職員の比率(%) (平成29年12月1日現在)	94.3		94.3
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
普通債	2,654,767	2,724,225	230,700	454,576	2,500,349
(1) 衛生	1,581,482	1,650,940	0	280,425	1,370,515
(2) 消防	1,073,285	1,073,285	230,700	174,151	1,129,834
合 計	2,654,767	2,724,225	230,700	454,576	2,500,349